法務省

（横浜地方検察庁検事）検事　鈴木　郁穂
辞職を承認する（六月三十日）

財務省

松元　崇
国家公務員共済組合連合会理事長に任命する（七月一日）

運輸安全委員会

（事務局首席地方事故調査官）
国土交通技官　沖　竜嗣
辞職を承認する（六月三十日）
（事務局次席地方事故調査官）
国土交通技官　松村　徹
事務局首席地方事故調査官に昇任させる（七月一日）

最高裁判所

千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・松戸簡易裁判所判事　山田　覚己
大阪家庭裁判所判事補に補する
兼ねて大阪地方裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する　青戸　大悟
大阪地方裁判所判事補に補する
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・那覇簡易裁判所判事　赤瀬　柚紀
京都地方裁判所判事補に補する
兼ねて京都家庭裁判所判事補に補する
京都簡易裁判所判事に補する
函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補・函館簡易裁判所判事　佐藤　秀行
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事　森　健児
木更津簡易裁判所判事に補する（以上六月二十九日）

○定年退官
簡易裁判所判事萩原高徳は六月二十五日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事上田卓哉は六月二十六日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事山北学は六月二十八日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カナダの国祭日につき、六月三十日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号、第二十四条の五十第二号の規定により公示する。
令和八年七月二日　金融庁長官　伊藤　豊
貸金業法第二十七条第一項第三号、第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更
次の者が令和8年6月10日付で、公益理事を退任した。

役　職	氏　名
公益理事	増田　悦子

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、公益理事に選任された。

役　職	氏　名
公益理事	坪田　郁子

次の者が令和8年6月10日付で、常任理事を退任した。

役　職	氏　名
常任理事（会長）	倉中　伸

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、常任理事に選任された。

役　職	氏　名
常任理事（会長）	有馬　高司

次の者が令和8年6月10日付で、会員監事を退任した。

役　職	氏　名
会員監事	岡本　強

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、会員監事に選任された。

役　職	氏　名
会員監事	大野　文彦

次の者が令和8年6月10日付で、常任監事を退任した。

役　職	氏　名
常任監事	長谷川　潤

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、常任監事に選任された。

役　職	氏　名
常任監事	米沢　亮

文教

令和四年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（理科）に係る解答の訂正について

文部科学省において実施した令和四年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験のうち、理科の問九については正答が存在しないことが判明した。このため、当該設問については受験者全員を正答として取り扱い、加点する措置を講じた。その結果、新たに理科の合格となる者及び理科の合格により当該試験が合格となる者が生じている。
ついては、これらの者に該当すると考えられる者は、下記連絡先まで申し出られたい。なお、当該受験者の連絡先が不明であるため、本公示により周知するものである。
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第一係
電話〇三―五二五三―四一一一（代表）